

厚生労働審議会運営規則
(平成十二年四月十九日 厚生労働審議会決定)
の趣旨並びに規程を制定する。
厚生労働審議会令(平成十二年政令第一百八十一号)第十条の規定

(会議)

- 第一条 厚生労働審議会(以下「審議会」といふ。)は、会長が招集する。
2 会長は、審議会を開催しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員並びに議事に關係のある臨時委員及び専門委員に通知するものとする。
3 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

(審議会の招集の設置)

- 会長は、必要があると認めたときは、審議会に於いて部会(分科会に屬される部会を除く。以下本条から第四条までにおいて同じ。)を設置することができる。
2 会長は、必要があると認めたときは、二以上の部会を合同して調査審議せしむりができる。

(諮問の方法)

- 第三条 会長は、厚生労働大臣の諮問を受けたときは、当該諮問を分科会又は部会に付託することができる。
(分科会及び部会の議決)

第四条 分科会及び部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決としていることとする。

(会議の公開)

**第五条 審議会の会議は公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他の個人若しくは団体の権利利益が不適に侵害されるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。
2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。**

(議事録)

- 第六条 審議会における議事は、次の事項を含む、議事録に記載するものとする。
一 会議の日時及び場所
二 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名
三 議事となつた事項
2 議事録は、公開とする。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他の個人若しくは団体の権利利益が不適に侵害されるおそれがある場合には、会長は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができます。
3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事録を作成し、これを公開するものとする。

(分科会の部会の設置等)

- 第七条 分科会長は、必要があると認められたときは、分科会に於いて部会を設置することができる。
2 分科会長は、第三条の規定による付託を受けて、当該付託事項を前項の部会に付託することができる。
3 第一項の部会の議決は、分科会長の同意を得て、分科会の議決とすることができる。
4 分科会長は、必要があると認められたときは、二以上の部会を合同して調査審議せしむりができる。